

う。ARGEは愚かな試みと思うが、Pipa氏の言い分を全面的に信用することも出来ない。労働市場はそんなに甘くない。

<「一つの手からの援助」をめぐって>

基本的な点として重視すべきは、斡旋の専門性と社会心理的ケアの専門性とは一緒に行う必要はないということ。前者は高資格者と低資格者への異なる斡旋を行えばいい。「一つの手からの援助」というのは、官庁の側の失業者コントロールのためのパロール。官庁にとって都合のよいことで、長期失業者のためというわけではない。二つの機関が行っていることの間に相互の連絡がとれなければ重複行政をしてしまうので、という意味。依存症者への援助を例に取れば、給付と対人サービスがセットになっていたほうが、給付主体として好都合だということ。「一つの手から」はそもそもオランダやイギリスで言われたスローガンで、ドイツにも取り入れられたことだが、対人サービスをケースマネージャーのところで窓口を一元し、関係する部局が密接に連絡をとりあうという福祉サービス制御上の理念。各種サービスをファールマネジャーが一人で包括的に把握することで、給付の重複を避け、より効率的な制御ができる、給付と制裁を関連付けるという意味でも効率的である。実際は受給者のために作られたものではない。市民の権利という観点からみると、給付と制裁がセットになっていると、人々は抵抗できない。

行政法学者や民主的法学者はこの「一つの手」に関して全く懐疑的である。官庁の統制力が強い余り、弁護士と検察と一緒にやってしまうようなものだから。情報保護や、契約の自由などについて問題がでてきている。Fallmanagerと受給者の間の「申し合わせ」は形式的なものになり、一種の押し付けになっており、受給者には事実上契約の自由はない。長い間私はこの問題に取り組んできたが、法的な枠組み条件で決めててしまうと、行動を拘束してしまうことになる。

官庁では評価指標を満たされていれば成功だというだろうし、「活性化」に注目した指標からなっているわけであるから、評価の視点がそもそも異なる。

研究者の間でも多くはないが批判もある。以前は一つの政策をめぐって広く議論がなされていた。現在はこうした議論が抑制されている感じがある。批判する者に対する否定的な見方が強まっている。経済学者がリーダーシップをとり、効率的な低コストのシステムを作ろうという路線に乗つかっている。民主主義、組合、法学者などの立場からの批判はある。福祉観点からの批判もある。DVではSGBIIの改正提案を出しているが、施行上的小改正に関するもの。こうしたことは立法過程を慎重にすれば避けられたこと。SPDのなかでも多様な見解があるが、選挙のなかで軽視されている。一人ひとりの人間ということが重視していない。政治的な紛糾は議会においても政党のなかでも起こっている。SPDは10%も支持を減らし、PDS（ラフォンテーヌの「左翼」など）が10%も支持を増やすというような。こうしたことは前代未聞。

<資料の提供とサジェスチョン>

- Die Folgen der Agenda 2010 ,VSA : Agenda2010への批判。自助組織などの立場から書かれたもの。
 - ソーシャルワークの労働組合 DBSH の雑誌 Forum Sozial
 - Quer : 失業者センターの運動機関誌
- 改革のときに重要なのは同じ利害のものがグループを作り、グループの利害を主張することが重要。こうした声を抑えることはドイツでは困難である。こうしたグループの活動が、法学者の間だけでなく、多様に作られている。
- Leitfaden AlgII/ Sozialhilfe von A zu Z

一般の人が理解するための本。失業者のグループが研究者の指導を受けながら作成したもの。ネットのサイトももっている。色々な人々が SGBII に批判をし始めているが、法律が出来る前に本当はこうした動きがあるべきだった。

- Archiv für Wissenschaft und Praxis der Sozialen Dienst , Jg.2005 Nr.1.

HarzIV についての賛否両論、オピイェルカさんが書いている論文でイギリス・アメリカのシステムの批判をしている。

- Frankfurter Allgemeine で HarzIV のコストがかかっている、という批判記事もある。
私がアドバイスするのは、ドイツの制度信じてコピーしないようにということ。長所もあるが、取捨選択して人間を人間として捉えた改革が必要。トップダウンの改革でなく、議論を尽くすべき。

- Info also 3/2005

- Der paritätische Wohlfahrtsverband „zum Leben zu wenig“

Für eine offene Diskussion über das Existenzminimum beim ArbeitslosengeldII und in der Sozialhilfe

<質問：今改革で受給者が増え、失業者の生活条件という点では改善されたのではないか>

両側面ある。ドイツでも変化が完了しているわけではない。ここまで改革は社会民主党がしていること。ジョブセンターや「一つの手」はウィスコンシンモデル。アメリカの保健省大臣トニー・トンプソンはコッホの友人だが、クリントンのときにはワーカフェアを始めた人物。ウィスコンシン州の首相だった。アメリカは社会としては極端な社会だが、公的資金で人々を職に就かせるという点は、アメリカにしては福祉的だった。Pipa も SPD の政治家だがウィスコンシンモデルを支持している。低賃金労働を増やし量的に雇用を増やそうとするワーカフェアの考え方、グローバル化の下で各国共通の潮流となっている。受給者の状況は悪くなっている。餓死させるには至っていないものの、受給者が最初のうちは気づかなくとも、次第に明らかになっていくような巧妙な方法。いまはわずかな相違でも長期的にみるとはつきりと悪化していることがわかるだろう。基準給付額は数字としては高くなったが、光熱費、医療、被服、什器、交通費などが包括化され、受給者が自ら計画して使用しなければならない。これらのコストは高くなってきており、70-80€払われるべきものが、基準給付額のなかで包括化されていることで、実質的には給付水準が引き下げられた。

Info also 3/2005 に書いたが、中立系福祉団体の算出した最低生活費では(Der paritätische Wohlfahrtsverband „zum Leben zu wenig“)、今の給付額から 60 は引き上げるべきという結果がでている。生活水準、物価を考慮して比較すれば、失業扶助受給者にとっても悪くなっているということ。最低生活費基準の計算方法には以前から批判もあったが、最近はさらに大きくなっている。7歳から 18 歳までの児童に対する給付は 13 %も減らされている。

第二に、受給者は増えたわけではない。これまで受給権がなかった女性で、夫が失業扶助受給であった場合、従来は給付をうけていたが、AlgII は給付されなくなった。この関係で 40 万人ほどが受給から外れた。増加しているように見えるのは統計の取り方の違い。妻や子どもがいても受給者は 1 人であったが、同じ世帯内に稼動可能な妻がいて、15 歳以上の子どもがいれば、AlgII 受給者は 3 人にカウントされる。こうしたとり方で数字が大きくなっている側面もある。

社会扶助を受けていた人については数の数え方は同前だが、失業扶助受給者については世帯か個人化という数え方が違うので、こうした問題が生じている。7 条では 15 歳以上であれば学校に通っていても、親が AlgII を受給していれば、失業者としてカウントされている。3 歳未満の子どもをかかえる女性の場合、以前では失業登録を求められなかつたが、今は夫が AlgII を受給してれば、その妻も失業者としてカウントされている。(木下：多くは東ドイツ

のケース。共働き世帯における妻のケース。失業扶助がなくなったことで出てくる問題。夫婦とも失業扶助をうけている場合、夫婦の一方が失業扶助を受けている場合、というのが東部では多く、失業扶助では配偶者の所得算入には一定の控除があった。それを超えると所得算入されていた。現制度ではこの所得控除の仕組みがなくなってしまった。)

56歳の依存症者であれば、以前には失業登録をせずに社会扶助を受給していたが、今の制度の下でAlgIIを受給すればSGBXIIの対象ではなくなる。8条の稼動能力の定義が柔軟性を欠くためにこうした問題が生ずる。

現在入院している人が、6ヶ月後には病気が治って稼動能力があるようになるだろうと判断されれば、稼動能力ありということになる。これは本当にあったケース。これは社会扶助とAlgIIの転轍機という前述の話につながる。自治体にとっては、全ての人を稼働能力ありと見なせば、SGBXII関係の負担を減らすことができる。法的なアドバイスとしては、給付の定義を稼働能力のみに固定しないほうがよいということ。管轄を厳密に定義してしまうのはよくない。

<質問：一般扶助原則、需要充足原則でカバーしていたものを、稼動能力によってカテゴライズするシステムにドイツは転換したとみてよいか>

カテゴリー化への転換というのはあたっている。しかしグレーディングへの対応について、以前は全体を把握した後のカテゴライズだったのが、現制度はカテゴライズが先にきていている。法律的にはSGBIIは人間の尊厳に言及しておらず、需要充足原則は規定されていない。職業生活への統合ばかりが重視されている。法的にはシステムは変わったといえる。

SGBIIとXIIの間の隙間があるというのではなく、いったんは全てIIで受けるということになる。問題はこのカテゴライズが稼動能力に固定化していることだ。福祉事務所の職員はトータルなケアをするというだろうが、これまでの経験のない職員にはこの観点は欠落するだろう。BSHGにあった「一般的な相談」は、最近は専ら職業生活への統合に向けられるようになっている。若年失業者への対応という点では、従来あった青少年職業援助では研修、より適合的な職への再教育という方法があったが、今ではとにかく優先的に就職の斡旋や教育訓練を行うことが規定されており、同じ訓練主体がケアするにせよ、相談や個人的問題の解決よりも職業生活への統合に重点が転換するようになってきている。資格を高めるのではなく、即座に得られる資格をつけるような方向に。結論的には確かにカテゴライズ化されたといえる。

<質問：29条、31条等の規定にみられる制裁とインセンティブの運用状況に関する評価>

制裁についてはまだ決定通知がでて半年しかたっていないので、まだあまり事例が蓄積されておらず、なんともいえない。申請が却下されるというような法的な問題はあるが、制裁の問題は来年になってから顕在化するだろう。

インセンティブをシステムに組み入れることには賛成だ。人々が自由意志で行動することが重要だが、経済的なインセンティブがはっきりわかるようなものがいいと思う。制裁よりもインセンティブのほうがよい。インセンティブには二つあって、金銭的なインセンティブとサービス上のインセンティブ。特にやる気のある人にはよりよい教育が受けられる、コーチングを受けられる、ということであれば有意義であるが、今はそういう質の高い教育もなければ継続教育支援でもたいした内容のものは提供されていない。金銭的インセンティブは第30条にある勤労控除が一例だが、非常に複雑で金額も低く、政府もこれでは役に立たないと悟り、この10月に改正されることになっている。所得認定における控除についていえば、失業扶助や社会扶助での控除のほうが大きかった。DVの提案によって改正されることになった。基本控除を50€まで認め、それを超える所得については20%の控除を認めるとい

うのが現在の制度で、基礎控除を 100 に引き上げるという提案。私の考えでは基礎控除を引き上げるだけではインセンティブに欠けると思う。ヘッセンは 100€ の控除を主張しているが、これは高すぎる。基礎控除を低くして、その後の累進性を高めた方がインセンティブは高まる。家族形態によって控除の上限の相違、一人世帯は 200€、家族では 350€ というように家族形態による上限の変更が今回の改正に含まれている。

勤労所得控除 Werbungskosten と税制上の所得控除とを別々にしたこともある。これまで両者が区別されないことで、所得が増えても通勤費用がかかる人は可処分所得が減るという問題があったのを解決した。条件の悪い仕事に就くことのインセンティブを失わないよう にという配慮。

29 条の入職手当ではうまく機能していない。むしろ個々の条件にあわせて区分して給付したほうがインセンティブは高まる。通勤距離の長い職に就くときには費用控除を認める、負債の返済がある場合には何らかの給付をする、など期限を区切って用途に沿った給付を設けるほうがよい。個別の需要に則した給付によってインセンティブを高める。Einstieggeld はもっと有効に使える。

研究者のグループで、ジェンダーによる影響を試算する研究が出てきている。女性にとってどういう行動にインセンティブが働いているか、という計算。こうした観点の研究に関心があれば、その分野の研究者を紹介しても良い。

2005年9月5日（月）

【Deutscher Verein für öffentliche und private Fürsorge e.V.】

Michelkirchstrasse 17/18 D-10179 Berlin

Tel: +49 (0) 30 62 980 - 308

Fax: +49 (0) 30 62 980 - 350

Frau Petra Fucks, Karen Peters

今では、みなさんと定期的にコンタクトがとれていることを喜んでいます。これまでの皆さんとの訪問先を聞くと、良い概観を得られていると思っているとされている。調査先でさまざまな観点、意見を聞かれたと理解している。我々の観点からこの改正の影響についてお話をしたい。

こちらの質問を伝える。

1. 稼働能力の有無判断について
2. Fallmanager
3. 1ユーロジョブについて
4. 実施主体のそれぞれの特徴について

皆さんからのご質問は、まさに今問題があるところであって非常に包括的な問題である。BSHGがなくなった後で SGB II と SGB XII が生活の基礎保障をすることになった。これらは同じレベルのもの。就労可能かどうかにかかっている。この決定によってどちらの法律が適用されるかが決まる。

先ほどもいったように、SGB XII か SGB II かという問題は、当人が就労可能かどうかによって決定される。SGB XII は生活の基礎保障を行うもの。特別な生活状態のための扶助、特別な疾病の場合などである。当人が就労可能であると決められた段階で SGB XII の扶助は受けられないことになっている。SGB II について、さらに詳しく説明すると、SGB II を受ける当人は、就労可能であることと、15歳以上 65歳未満であること、いわゆる需要共同体と同じくする場合、例えば 10歳の子どもは、本来は SGB II を受けるわけではないが、両親が受けている場合、同じ共同体に属しているということで SGB II を受けることになる。

就労が可能かどうかについては、SGB II の 8 条に明記しており、これは、老齢年金法から移行してきた条文である。就労可能は、半年間、最低 3 時間以上就労可能、子どもがいるから働けないということではなく、病気や身体障害のために働けないということを意味する。

扶助を得ようと思う者は、まず最初に SGB II の申請をすることになる。例外は、老齢年金通知を正式にもらっていて、障害状態であるという記載がある場合。それ以外はすべて SGB II の申請をする。SGB II を申請すると、雇用エージェンシーが審査をはじめ、必要に応じて医療サービスなどに依頼して本当に就労可能かどうかを調べる。就労可能ではないと判断した場合は、社会扶助主体に通知をして、第二段階で就労不可能かどうかを調べることになる。もし就労可能かどうかの判断についてこれまでのところ意見が分かれたということはなかつた。この件に関しては、両者から共通の意見が出されている。法律規定では、もしそういう問題が起こった場合に、複雑な解決方法がおかかれている。その場合は、調整機関がおかかれている。SGB II 実施主体、社会扶助主体、中立の関係者があつまって、この問題解決に努力することになる。そういう例はなかつたために、大きな問題になっていないが、これらの主体で統一見解が得られるまで何もなされないわけではなく、まず SGB II で対応されることになる。

ホームレスの人たちについては難しい。就労可能かどうかは医学的に判断する。住居がな

いということがすなわち、就労能力がないと考えるわけにはいかない、という考え方方が背景にある。立法の際にも問題になった。一つの考え方として、ホームレスの人たちを SGB XII の対象にすればいいのではないかという評価については、当協会をはじめ、意識的に反対をした。なぜかというと、そういった決断をしてしまうと、良い失業者と悪い失業者との分断をしてしまうからである。SGB XII の受給者になってしまふと、能力促進という可能性がまったくなくなってしまって、仕事を探す際の援助の可能性がまったくなくなってしまう。医学的に問題がなければ SGB II で対応する、とし、我々の協会も賛成した。

しかしながら、それはいってもホームレスの問題は、非常に大きなものがあって、一概に SGB II を適用できないという状態はある。しかし、だから全員 SGB XII を適用するという考え方方はしたくないと考えている。むしろ、そうではなくて SGB II と SGB XII の主体の協同チームの中にホームレスの人たちを特別な部署を設けて、ホームレスの人たちとの経験をもっている専門家をいれて、特別に見守るという考え方方がいいのではないかと考えている。

質問) 6ヶ月以上入所している稼働能力がある人の問題についてはどうか。

結論を先に述べると、DV から SGB II の変更必要性の文書を用意している。この法律が提案された時点で就労能力ということがどういうことかがはっきりしていなかったといえる。この法律ができた段階で施設に入所しているということが具体的にどういうことかはっきりしていない状態だった。しかも、施設といった場合、病院に 6ヶ月以上入院していた場合、介護施設に 6ヶ月以上入所している場合を想定していて、そういう人は就労不可能であろうという前提条件を持っていた（これはわれわれの推測にすぎないが）。しかし、施設といつてもホームレスや青少年についてもある。この法律が適用されると、彼らの就労促進のための扶助を受けるチャンスがなくなってしまう。したがって、法律がつくられる際にホームレス援助団体からも批判があった。そこで 6ヶ月以上というのが加えられた。青少年やホームレスの施設に入所していた人の中にも就労可能な人がいる。それらの人は本来は SGB II を受けることができて、就職を得る援助を受けることができたのにそれがなくなってしまった。SGB XII の適用を受けることになって、そうなると就職活動の援助が今はできない状態になっている。私たちとしてはこの法文が改正されることを提案している。

質問 2) Fallmanagement について。

SGB II 14 条でいう相談パートナー (PaP) は、扶助を受けたい人は相談パートナーに相談をして、その相談員が技能や資格がどうかを見極める。

しかし Fallmanager は、これらと違って、特に処遇が難しい状況にある人、麻薬依存症患者や多額の負債を負っている人、に対応する。本来であれば相談員があげられ、その後に Fallmanager が必要だったが、高い専門性が必要であり養成でもお金がかかる。

立法者の側は、Fallmanager が何かがわかつていなかった。まだ完成されたものではない。

Fallmanager の資格等について。職業訓練等の内容については、DV でも文書を用意している。その部門の専門家ではないので概要しか話すことができないが、幅広い知識が必要で、社会的インフラ等の知識を持っている必要がある。社会扶助の提供がどのようなものがあるのか知っている必要がある。当協会が考えている人は、ソーシャルワーカー、行政担当者が、付加的にモジュールのコースを受けて Fallmanager になるということを想定している。

実際にはいわゆる相談員 Pap と Fallmanager が別々に存在するというよりは、相談員が Fallmanager をしている。実状は分けられない状態になっている。いわゆるはっきりとした定義がなくさまざまな解釈が可能になっている。コミュニケーション能力を高めるために、3 日間の養成コースを終えたものが Fallmanager であるとみなすこともできる。しかし、当協会としては Fallmanager のスタンダードを規定している。これまでのケースワーカーの資格では、Fallmanager に不足していると認識している。これまでの知識は、相談、アドバイス能力、状況を判断してそれに応じた診断を下すことにあったが、Fallmanager

の場合、社会給付のオファーのマネジメントをどうするかに重点が置かれている。従来のケースワーカーの職業訓練では、そこが足りないと考えている。

質問) ARGE で、これまで職安にいた人が Pap として支援する場合はどうか。

おっしゃるとおり、労働エージェンシーで Pap あるいは Fallmanager として働いている例があるが、これまでの職歴だけをとて十分な役割があるとは考えていない。しかし、自治体で働いていた人も十分能力があるか疑問である。

質問) 1 ユーロジョブについて。

この 1 ユーロジョブは、労働市場とりわけ第一労働市場への橋渡しの役割である。したがって 1 ユーロジョブがどのように機能するかは、第一労働市場に大きく関わっている。現状のドイツ経済では、第一労働市場の発展が芳しくないために、橋渡しの役割を持っている 1 ユーロジョブも難しい状況にある。

本来であれば第一労働市場で行われなければならない仕事を 1 ユーロジョブに回してしまうことが起こらないように、どういうものかを規定している。付加的な付隨的な労働、公益に役立つものでなければならない。

現状では危惧を抱いている人が多くいるといえる。まず、挙げられるのが庭園関係の仕事をしている使用者、あるいは手工業の経営者等が自分たちの仕事が 1 ユーロジョブにのつとられてしまうというおそれを抱いている。労働組合も労働者の保護という観点から、労働者の地位が守られないという危惧をいだいている。さまざまな利害をもった経営者、労働組合の連合ができあがっているといえる。3 番目に挙げられるのが、社会福祉団体の利害である。社会福祉の分野で活躍しているが、いずれも財政難に陥っていて、1 ユーロジョブを有効に使えないかということを考えている。連邦経済省は、こういった状況に対してワーキンググループをつくって、コーディネートにあたっている。1 ユーロジョブをどのように促進していくべきかについて考えているところである。先週の金曜日に、ペーパーが出されたところ。

第一労働市場でも職場が失われるという影響がでないように、どのような対策をたてたらいいのか、地方自治体が理事会を設けてさまざまな利害関係者が参加している。1 ユーロジョブが法的に守られた形で適用されているのかを監督する機関をつくろうということになっている。

当協会では、あさって 1 ユーロジョブの会議を予定している。さまざまなワークショップを用意している。特にテーマとして扱われるのは、第一労働市場への悪影響がなくなること、1 ユーロジョブが付隨的で公益に役にたつものという役割だけを果たし、第一労働市場を破壊するがないように。第二は、これまでボランティアとして活躍してきた部分、ボランティア活動とのかかわりについて。第三に、1 ユーロジョブが本来の役割として第一労働市場への橋渡しができ、何らかの資格付けが可能かどうか。第四に、対象者がどういった人たちなのか。例えば、若者、高齢者であるかによって役割も変わってくる。第一労働市場に戻れるかどうかも異なる。最後に討議しなければならない点として、質のマネジメントがある。不当に悪用された例もある。テレビでみた話だが、1 ユーロジョブを提供していた会社が倒産をした。会社に限らず、1 ユーロジョブになるところは 1 人につき、500€ の援助金をもらうが、この会社は援助金をもらってすぐに倒産をし、1 ユーロジョブの仕事も提供しなかった例がある。

これまで就労扶助を提供してきた NPO は、現在 SGB II の実施主体になっている。BSHG の主体にもさまざまな主体が 1 ユーロジョブと同様のサービスを提供していた。労働エージェンシーのほうが役割を公募するようになった。公募することによって、それぞれの主体が競争しあうという状況が出来上がった。入札が正しいことなのかどうかが問題提起されている(1 ユーロジョブについては入札がないとあとで訂正)。大きな福祉団体は生き残るが、小さな団体は経営が厳しいのではないかと心配している。

SGB II の実施主体について。これは本当に複雑な問題である。扶助を実際に受けたい人が自分がどこに行けばいいのか分からぬような仕組みになっている。この背景には、SGB II の主体が労働エージェンシーにあるのか、自治体にあるのか意見が分かれたことがある。妥協案として、SGB II の運営を行うという結論が出た。そしてそれが部分的に役割を果たす形になる。労働エージェンシーは、金銭給付、職の斡旋を担当し、地方自治体は、家賃、暖房費を担当する。補助的な扶助、依存症相談、負債相談、子どもの相談などは、自治体が担当することになった。

まず SGB II の運営方式について 3 つのモデルがあると先生からご指摘があったが、第三のモデルがあるといっていたのは、金銭給付と各種相談とが労働エージェンシーと自治体に分かれているのは、ごく少数の自治体でしか行われていないと思う。ほとんどの地域で実際に運用されているのは ARGE という方式。SGB II の 44b 条に規定されているもので、労働エージェンシーと自治体が ARGE をつくって、協同でそれぞれの課題を果たしている。第三者に対して一つの窓口だけがあるということになって、申請書も一つだけでよいということになっている。

3 つ目に、オプションモデルがあり、自治体が単独で SGB II を運営していくモデルである。このモデルを採用する 69 自治体は、6 年間の間に実験的に実行に移すことになっている。69 自治体は公募によって応募したところと協議をして、審査の結果 69 に絞った。管轄が多岐にわたっていて私個人も扶助を受ける立場になりたくないと思う。それぞれが競合している。ヘッセン州では、連邦参議院でオプションモデルを州全体に適用したいと強く申し出していたが、それがかなわなかった。しかし、多くの自治体がオプションモデルを採用した。誰が一番 SGB II を運営したかということが最終的には結論が出てくると思う。

この問題は、当協会の会員のなかでも討議されており、当協会の統一的な意見をいうことができない。郡会議は、自治体モデルに賛成しており、都市会議は、雇用エージェンシーを挙げている。個人的な見解では、いずれにせよ、それぞれが協力という関係で ARGE という形が思っているが。

制裁について。皆さんのほうで正しく理解していただけたと思っている。まず SGB II を受給することによって就労促進をするべきだと考えている。ただ、現状はどうなっているのか、実状については我々には情報がない状態。就労促進とともに制裁が加えられる。さらに、ホームレスの人たちが SGB II を受給する場合には期待可能性の基準が何であるかをクリアすることになる。一番理想的なのは一部の ARGE にある形で、ホームレス専用の部門、ジョブセンターが設けられていて、もっと理想的な状態ではホームレス専用の Pap、Fallmanager がいて生活状況を考慮して相談に乗ることができるというのが理想的な状態。しかし、ホームレスに 1 ユーロジョブを提供し、それを拒否すれば、扶助額が減らされる、要求過多になつてはいけない。

質問) 稼働能力の判断が難しい人については、今回の改正は、悪く働いているのではないか。

基本的には、稼働能力は固定されたものではなくてある時期は働くが、そうではないときもある。あるときは SGB II 、そうでない時は SGB XII ということについては、6 ヶ月間というのには十分に長い期間だと考えている。したがってそもそも SGB II と SGB XII のあいだを行き来しなければならないような人は少ないだろうと思う。麻薬中毒者の例にもあるように、たしかに悪くなつたのではないかという推測はあたっている。というのは現状では、労働市場に斡旋可能な人たちに重点が置かれていて、扶助の必要な人たちを優先する、稼働能力が低い人たちが不利になつていると推測できる。

質問) 実際の問題として、まず SGB XII に行って、稼働能力があると判断され、SGB II に回されるという人たちがいるとは考えられないか。

結論からいえば、たらいまわしにされ、最終的にいやになつて申請をしないというケース

はないと考えられる。最終的に給付がないということはないと考えられる。意見が分かれるという意見はほとんど起こっていない。

質問) 需要共同体の子どもに対する給付が問題になった裁判例はあるが。

確かにそういう例が生じることは想像できる。むしろ法改正にともなって生じた問題というよりもさまざまな管轄があるためにどこに申請をしたら良いかということについて適切なアドバイスを受けていなかった。法がまだ新しすぎて、移行期の問題ではないか。

基本的には、15歳以上65歳未満の人は原則SGB IIにいくことになる。

- Archiv fuer wissenschaft und praxis der Sozialen Dienst ,Heft1 を1部いただく。

2005年9月6日(火) 10:00~

【Landkreis Stendal (Stendal)】

Landratsamt Hospitalstrasse 1-2 Raum6(Altbau)
(応対者)

Herr Heinz-Jürgen Twartz, Beigeordneter, Tel. 03931/607562

heinz-juergen.twartz@landkreis-stendal.de.

Frau Christiane Rütten – Sozialamtsleiterin

Herr Wilfried Raup - Geschäftsführer der ARGE

<郡の概略>

まず最初に Stendal 郡がどういうところかといえば、面積 2423 平方キロメートル、これはドイツ自治体の平均を上回る。かなり大きな郡。人口は、約 14 万人。この郡は、とにかく人口が少ないので大きな特徴。それに関して特別な困難が生じていると考えられる。SGB II の実施においても同様のことがいえる。ただ、この地域は、こういった問題を抱えているにも関わらず、風光明媚のところであり、伝統的に、Salzwedel とあわせて、Altmark と呼ばれている。

ここでの質疑のあと ARGE の事務所の見学を予定している。時間があれば Stendal をガイドする。大体、3 時 30 分ぐらいにはおわるだろう。

まず、皆さんの質問に答えるにあたって最後の質問からお答えしたいと思う。最後の質問がおそらく一番この郡を理解していただく足がかりになると見える。Stendal 郡は、136 の市町村から成り立っていて、昨年の法改正でこれが 12 の行政共同体 (Verwaltungsgemeinschaft) に編制された。これは一つの共同体に 1 万人の市民が属していることを条件としており、各市町村は法的に独立しているが、行政は一緒に行う。それによって財政の節約を行うことになっている。もし多くの市町村が集まれば、1 万人以下の行政共同体を組織することができ、その場合、8000 人でも共同体を結成することができる。しかし、SGB II と SGB XII を管轄しているのは郡および郡格市である。

Stendal 郡は Stendal 市とその周辺の小さな町村からなる。とにかく面積が広くて人口が少ない郡の問題点は、ある地点からある地点に移動する距離が長いこと。企業誘致が難しい。労働市場を発展させ売り上げをあげることが難しい。こういう状況で EU から助成金を得るという手段があり、これによって企業誘致を促進する方法がある。助成金ができるために、企業がこの郡にやってくるという可能性がある。さらに当郡については農業が特別な役割。他の地域に比べ、農業の役割は特別なものだといえる。

<東部州の特殊事情、労働市場確保の困難について>

第 4 番目の質問から答えていきたい。旧東ドイツ州として、特殊事情は、まさに存在するということができる。労働市場の問題について当郡は、フォルクスワーゲンの拠点である Wolfsburg が近くにあるという事情から、1 万人以上が Stendal 郡外に通勤する Pendler である。かなりの距離を移動しないといけない。車がなければ何もできない。ガソリン代が高騰している現状では、大変難しい状況になる。統一後、非常に失業率が高い状況が続いている、20%、ひどいときには 23% 以上の失業率があった。旧西の境界沿いにあるところでは、旧西側に働きにいくことによって失業率が低くなっている。それ以外の地域では第二労働市場に力をいれないといけない。旧西では、第一労働市場が充実しているが、当郡では、第二労働市場の確保に力をいれざるをえない。5000 人以上の失業者が ABM における就労に従事していた。スタート時点できなりの困難を Stendal 郡が背負っていたといえる。

<ARGE の組織・構成>

第一の質問に戻るが、第一の質問は ARGE の組織構成だったが、どのような形で ARGE が成立して、特色は何かについて説明する。昨年オプションにするのか、ARGE にするのかの選択を迫られた。ARGE の特殊性は、雇用促進という部門は労働エージェンシーが担当し、住居費等については、これまでの社会扶助部門が担当することになっている。この 2 つの機能を統合したのが ARGE。その際の問題点は、労働エージェンシーは独立性を保っていて、社会福祉関係については郡の職員が担当する。この 2 種類の職員から構成される ARGE には、特別な問題点が出てきてしまう。労働エージェンシーは、ニュールンベルクの Bundesagentur の指示を聞かないといけない。郡の職員は、郡のことを聞く。それぞれの経験がうまく生かされ統合され、よりよく機能することが意図されていたが、ふたを開けてみると ARGE の独立性がこれによって妨げられているという状況がある。9 ヶ月の経験で、ARGE に独立性、権限を与えるべきだと考えている。連邦雇用庁からの人員に対する権限が郡の側にない状態だ。基礎保障及び雇用促進を担当する労働エージェンシーからの職員が少なかったために、郡から補充をしようと考えているが、ポストは埋まっていない。数字については、資料を渡す。

ARGE の構造は、発足当初 89 人が労働エージェンシーからきて、これまでの失業扶助の給付の役割を果たしていた。16 人が郡からの職員で住宅費等の給付に携わっていた。しかし人数はまったく足りず、一人の職員が 700 の需要共同体を見なければならない。新たに構成された結果、職員は、労働エージェンシーが 92 人、29 は自治体（うち 16 人が元社会扶助担当の職員）。さらに 30 人は、Verwaltungsgemeinschaften 行政共同体から派遣されている。さらに有期限の職員が数名いる。職員全体では、189 人。最終的には 205~210 人の規模になると思う。

ARGE の共同作業は、チームリーダーのうち 2 人を AA から、2 人を郡からというように人事配置を混在させるようにしている。Fallmanager は、13 人だが、そのうち 7 人が労働エージェンシーから来ている（7 人のうち 2 人が AA?）。

8 月の状況についての数字を提供する。11758 人の需要共同体があって、要扶助者の数は、16498 人だった。これらの人々の世話をすべき人は、189 人。理想的には 205~210 人が必要。特に仕事の斡旋をする分野が不足しており、チームリーダーもまだ空席の状態である。Fallmanager の数も十分ではない。特に社会扶助および SGB II の給付部門で困難が生じている。

（質問：事務所長は、どちらの側から来ているのか。どのように決定したのか。）

私自身は、事務所長として労働エージェンシーの出身である。労働エージェンシーでキャリアを積んで、現在のポストにある。副事務所長は、郡の出身。これを決定したのは、Twartz 氏が主体となっていた委員会である。どのようにこの決断が下されたかについては、両主体の契約に基づく規定があるので、これも書面で差し上げるようにしたいと思う。とにかく昨年の協議 Tragerversammlung において全員一致で現在の事務所長に決まった。労働エージェンシーが事務所長になると、からならず副事務所長は、自治体から選ぶ。これが ARGE の特徴だ。そしてこの契約はこの先 3 年間の契約になっている。

基本的には労働エージェンシーから来た職員が特に職の斡旋を行う。郡の職員は、主に生活費の給付に携わっているといえる。給付の窓口としては、二つの機関からの職員が協同で働いている。職場の斡旋については基本的に労働エージェンシーが担当しているものの、人数が少ないために、自治体の職員がこれを補充している。

<就労促進の方法・組織>

2番目の質問の、就労促進の方法については、新5州としての特殊性をあげることができ。SGB IIが施行される前に、新5州においては、雇用会社 *Beschaeftigungsgeellschaft* があった。この雇用会社がどういう形で成立したかというと、旧東ドイツには、大きな国営企業がたくさんあった。統一後、解散したものの、まったく廃止されたわけではなく、後継企業という形で再編され、失業者に雇用を提供していた。Stendal 郡には、このような会社が一つしかなかった。Stendal 郡については郡が中心になって、この会社を運営してきた、そういう過去の経過があった。ARGE が導入された後も過去の組織をさらに生かすことができた。ARGE ができる以前は連邦雇用エージェンシーの助成を受けて、150人を雇用していた。現在、この郡出資企業では、700人の失業者が1ユーロジョブ、あるいはABMという形で雇用されている。

この郡出資企業による雇用のほか、ドイツ赤十字団体など社会福祉団体などが運営する小さな会社が失業者の就労促進機関としてある。

(やや混乱したので再整理： Stendal に公企業は4つあり、そのうちの一つが旧東ドイツの国営企業が解散した後の後継企業。これを含め、統一後には多くの公企業が設立されたが、その後雇用庁の助成金が減らされた結果、現在は4つの公企業があるのみ。)

もちろん公企業による雇用というモデルが大きな問題を抱えていることは否定できない。公企業で ABM を創出したために、いわゆる民間企業が悪影響を受けてしまう。例えば、自転車道をつくったり、造園などの仕事をするために、民間企業の仕事がなくなってしまう。Stendal では、公企業の監事會 Beirat に民間企業の代表者を参画させ、このような問題が生じないように努力している。

(質問：職業訓練および資格付けについてはどうか)

職業訓練、資格付けについては、雇用エージェンシーが担当してきたが、雇用庁からの財政援助が削減されていったため、職業訓練から新たな職場をえることが難しい状況だった。ARGE が創設された後に、有効に活用して、職場を提供することを援助することが可能になっている。特に資格付けの問題で、青少年の失業が大きな問題になっているが、青少年の場合、職業訓練を終了していない人が非常に多い状態である。過去の例では、青少年に再び職業訓練を行うこと措置をとってきたが、現在は、まず第一にどこに職場があるかを確認した上で、そこにつくためにはどのような資格が必要なのかを確かめている。

(質問：1ユーロジョブの提供者としてはほかにどんなところがあるか)

公企業のような大きな団体は、緑地化とか、自動車道の設置とか、公園のメンテナンスなどの主にハード部門のインフラ整備を行っているが、社会福祉部門については大きな社会福祉団体が1ユーロジョブを提供している。社会福祉、介護施設、青少年クラブ、で1ユーロジョブが提供されている。労働者福祉団体も含まれる。高齢者や障害者が公園を散歩したりする外出時の支援や青少年のケアなど。環境保護団体もある。地方自治体も1ユーロジョブを提供する主体になる。公益的で付随的なものであれば1ユーロジョブの問題になる。

(質問：4つの gesellschaft が Stendal にあって、そのうち1つが旧東ドイツの国営企業であったということだが、その出資はどうなっているのか。)

Gentin という町にあって、公益事業をやっている GgmbH となっている。そのため ABM や1ユーロジョブを提供することができる。統一前は、Henkelwerke という企業だったが、これが解散した後、失業者をとりあえず受け入れるために作った公企業。こういった形の gesellschaft は、化学工業が盛んであったビターフェルドといった町にいくつもあった。しかし、(助役の方からのコメントとして、) こういった形態は、1989年～1991年のあいだ、

非常に有効だったモデルであった。しかし今では終焉に近づいていくモデルであろう。現在有効なモデルは、職安と自治体とが協同して公益事業団体をつくりそれが就労促進事業を行うのが現状のモデル。つまり、郡所属市町村（および州？）が出資し、そこで働いている就労促進の枠内で雇われている人たちに対しては労働エージェンシーが人件費を負担している。これが公益有限会社の話。しかし、Gentin というところにあった国営企業の場合は、また別になる。ここでは職業訓練を行うことによって利益を得ることができる。公益のためにだけやっているわけではなく、破綻してしまった企業の後継企業という意味をももつ。そのため異なった構造になっている。

さきほどの gesellschaft の構造は、労働エージェンシーは、就労促進の枠の中でそこで働いている人の賃金を支払うだけではなく、さらに物的なコスト、芝刈り機、作業用の衣類などを助成金として支払うことができるようになっている。一人の労働者につき、300€が認められる。経営首脳陣に対して、労働エージェンシーが賃金を支払うことはできないことになっている。

<BSHG の時期との比較>

(質問：郡の財政状況の変化について。見通しはどうか。)

まずこの SGB II の導入によって郡にさらなる負担がかかった部分と軽減された部分の 2 つがある。負担が増加した部分は、住居費・暖房費の扶助である。適切な家賃がいくらか、こういう形でこれらの給付を行わなければならなくなつた。以前は、州から給付されていた住宅手当 Wohngeld が廃止され、SGB II 施行後は郡が担当するようになった。負担が軽減された部分は、これまでの社会扶助の給付部分が軽減された。3 時間以上働く人は SGB II が適用になったのでその分が軽減された。連邦政府はドイツ全体で 2.5Mrd.E の負担軽減を見込んでいたが、実際には、当郡においては、人件費等が嵩んだりしたこともあり、結論としては最終的な収支は出でていないが、負担の軽減はなかった、プラスマイナスゼロということができる。さらに一つ忘れていたのは、家賃については連邦政府が 29.1% を負担することになっている。州政府が支払っていた住居手当がなくなり、州政府が支払わなくてもよくなつた。自治体が住居のための給付をしないといけなくなったのが、負担が軽減しなかつた理由の一つである。

<社会扶助受給者のその後>

(質問：BSHG のときから SGB II の導入後の変化について)

変化が最も大きかったのは、これまで社会扶助を受けていた人たちである。社会扶助受給者の方たちは、これまで老齢保健、疾病保険、失業保険に全く加入していない状況だった。しかし、SGB II が導入されたことによって、旧東では、331€の金銭給付のほかに、218€分の老齢年金保険料、疾病保険料、失業保険料が労働エージェンシーから保険機関に支払われることになった。

(質問：社会扶助受給者の人数と、処遇の変化について。以前の失業扶助受給者の中で、SGB II を受けられなかつた人がいると聞いているが、実態はどうか。)

大きな変化は次の三点。

①BSHG の時代は、就労扶助という形で自治体が就労支援をしてきたが、ところが SGB II が導入された時点で、自治体の社会事務所は、3 時間以上働くことができない人だけの管轄になってしまった。2004 年 12 月時点、社会扶助受給者は、5300 人、うち稼働能力を有する人は 2700 人だった。需要共同体でいえば、2300 世帯だった。SGB II が導入された時点で、社会扶助の受給者は劇的に減ったということができる。というのはその際に家族も数に入れ

られていたからである。したがって 2005 年 1 月 1 日以降、それまで 2300 あった需要共同体の数は、160 にまで減った。この 160 の需要共同体に含まれる人は、実際に健康上の問題で 1 日 3 時間以上就労ができず、有期限ではあるが、年金をもらっている人たちである。

②SGB II の導入前に生活費として支給されていた金額は、SGB II で支給されている 331€ よりも少なく、285€ だった。しかしこのほかに、1 回限りの扶助を受けることができて、年 2 回衣服の購入、住居の修理、あるいは家財道具が壊れたときに買い換える、そういう一時給付があったが、SGB II が導入されたことによってこうした給付は包括化された。

生まれたばかりの赤ちゃんとか、火災にあった場合に被服費を給付されるだけ。さらに家財道具も、最初の引越しの際に 1 回限りで購入することが可能だが、それが壊れても買い替えや修理に対する給付はない。何回かにわたって子どもたちが学校で遠足に行く等の費用も削られた。受給者の自己責任、経済的な管理能力助長のため、という理由からである。

(質問：住居費と一時扶助の定型化について SGB II と SGB XII について運用の相違はあるか)

定型化については、いくつかの分野では郡独自の運用をしている。特に一時的な援助として考えられる被服費などの場合は、一人につき 170€ を一括して被服費として支給する。170€ は、郡がさまざまな調査をして、その結果 170€ が適切だろうとして決めたものである。引越し、家具等の一時金についても定型化して、1000€ と決めている。

定型化による受給者にとってのメリットは、受給者は、家具等であれば社会福祉団体が運営している中古家具を購入することができるし、衣類については安くなっているものを利用したり、地方自治体が持っているセカンドハンドの衣類等を買うこともできる。定型化されていないものとしては、学校児童の遠足費用、これはその都度支払われなければならない。定型化による一番大きなメリットは、行政上手続きが簡単であること。また受給者側にとっては、自分の責任ですきなものを買うことができるというメリットがある。住居費について、最高金額の限りにおいて実際の家賃が支給される。170€ と 1000€ の金額は、SGB II と SGB XII とで条文は同じで、同じ金額が用意されている。

③財産を持っている人については、財産が相殺されるので SGB II を受けられなくなる人は 25% いるだろうと推測された。新 5 州では、ドイツの場合は、この予測はあたらず、10% が財産の相殺によって SGB II を受けないにすぎない。伝統的に賃金が低く、財産を形成する手段がなかった。SGB II を受けられない場合について結婚していてパートナーが賃金を得ている場合、SGB II を受けられない状況があるが、結婚していないペアについては、以前共同生活をしていたがあえて別れて住む人もいる。だから減ったということではない。

<13:00～14:00 Raub 氏の案内により ARGE の建物内の見学>

AA と ARGE 合同の建物。3 分の 1 が AA, 3 分の 2 が ARGE。当初は別の建物にする予定が、急遽 AA 内に入ることになったため、現在改裝中。

・受付。AlgI と AlgII が同じスペースに窓口を並べている。各種インフラ（求人情報の端末など）は共同利用。建物は AA 所有で、ARGE は AA に家賃を払っている。

・ARGE は連邦から 10.8Mill を人件費・物件費等（Overhead Cost ということか）の補助として、25Mill を受給者 1.6 万人に対応する職業斡旋費用として、受け取っている。この規模は比較的大きいのではないかとの説明。

・AA の青少年訓練センター ここで訓練をしている様子はなく、各種の職業についての資料室。学校からここに学習活動に来ることもある。SGB 9 の主体ではないので、障害者を対象にはしていない。

・窓口職員の言：今日の午前中だけで 110 人来所、うち 100 人の問題が解決した。窓口時間

は I も II も同じようにしている。

・緊急給付の窓口（少々行列あり）Kundenservice。AlgII の申請をチェックした上で、緊急に必要な資金を限定的に貸し付け、前払いしている。下階の自動支払機で受け取る。

・Fachassisten(Sachbearbeiter か)の部屋

ここで申請手続きを受け、事務的な手続きを行う。ここから PAP や Fallmanager に引き継ぐ。

・PAP の部屋

職業や訓練等の斡旋を行う。現在 PAP ひとりあたり 500 ケース（！）を担当している。連邦基準では 150 人だが、十分な職員数を確保できていない。Fallmanager の人数が少ないので、問題ケースについても PAP が担当することもある。

・Fallmanager の部屋

障害・リハビリなどのケースへの就労斡旋をになう。ここで稼働能力の判定も行う。重度障害者の第一労働市場への斡旋（大企業の障害者雇用義務による）を行っている。市の Sozialamt や郡の青少年局から来た職員。

2005年9月7日（水）

【Deutscher Landkreistag】

Ulrich-von-Hassel-Haus Lenne'strasse 11
10785 Berlin Tel.: 0 30 59 00 97-3 40

Frau Ursula Friedrich Beigeordnete Deutscher Landkreistag
Herr Markus Keller (Friedrichさんの部下)

世紀の改革と言われる HarzIV法に関心を抱いてドイツまで来ていただいたことに感謝する。

私は、郡会議の助役である。保健労働社会部門の部長をしている。今、アシスタントのケラーが法律の文面をコピーしているところだ。彼が午後に同行する。あとシュタイングルーバーという秘書がいる。主要な課題は、HarzIVをどのように実施するか。求職者基礎保障の実行をどのようにするかということである。今日の日程だが、こちらで質疑応答を12時までしたあと、昼食後、12時45分にはオーバーハーベルから運転手が来ることになっている。私のアシスタントのケラーが同行することになっている。郡長のSchroeter、経済大臣のJunghannsもくる。

<はじめに>

ドイツの問題、特に HarzIVの改正を理解するために一番重要なのは、連邦組織で、財源が分配されていることである。連邦組織は、3つの行政組織に分かれている、上限関係にあって、連邦行政、州行政、地方自治体行政に分かれている。地方自治体の実効責任性、独立性は、中世からのもので基本法 28 条に規定されている。一番大きな問題は、行政が3つに分かれているにもかかわらず財政は2つにしかわかっていないこと。連邦から州に対して、地方自治体は州から財源を得ることになっている。3つの行政区画があるにもかかわらず財政には2つしかない、連邦と州との関係しかないことが問題である。以上の財政上の分担についても基本法 104a、106 条に記載されている。次に HarzIV改革についてこれまで社会扶助は、地方自治体が担当することになっていて財源も地方自治体が負担することになっていた。資料の2ページ、10.4Mrd.E、これが自治体が社会扶助に対して支払っていた金額。他方、失業扶助は、連邦が担っていて、11.8Mrd.E が支払われた。これは両者とも生活の基礎保障にあたる費用である。2つの給付が一緒になったのが HarzIV法である。大きな問題は財源の問題であって、地方自治体の財源と連邦レベルの財源をどのように一致させるかということ。そして、この法律が成立するに当たって大きな問題となったのは施行する主体は誰か、地方自治体あるいは労働エージェンシーのような連邦政府の機関かが問題となった。誰が主体となるかの問題についてドイツの全てのレベルで討議されていたこと。全般にわたって問題となった。郡会議は地方自治体が担当することを主張し、都市会議は、連邦が担当すると主張。州、政党によっても考え方方が違う。与党は、連邦政府、野党は、地方自治体が担当するという意見を持っていた。

法律が成立するにあたって両者の意見の一致が見られることはなく、非常に不幸な方法が決定した（資料の4枚目）。なぜこのような妥協案が生まれてしまったかは、第一は財源を一致することができなかった。その理由は、権力を渡してしまうということを意味している。社会扶助にかかる費用を州がすべて連邦に委任することになれば、10Mrd.E 分の権力を州が連邦に渡すということに他ならなかった。これまで社会扶助を行っていた自治体が住居費用を支払うことになった。生活費として決められた金額のほかに住居費があるが、地方自治体は従来の社会扶助受給者に加えて失業扶助受給者の分の住居費を支払うことになった。ということは地方自治体が少なくとも給付を必要とする人の生活費の約半分を負担するというこ

とになった。

次に労働エージェンシーの役割に移りたい。扶助を必要としている人への規定された生活費は、労働エージェンシーが引き受ける。月ごとの金銭給付すらも連邦と地方自治体の役割が分担されていて、それぞれから支給されることになっている。それも大変ばかりかしいことだと思うが、さらにばかりかしいのは、就労促進という活動自体も分かれていること。改革前は、労働エージェンシーが長期失業者の斡旋を一手に引き受けっていた。そして地方自治体は、前準備(frankierend)の、さまざまな世話を必要な活動について取り組んできた。麻薬中毒患者、児童問題などについて。まったく異なる2つの機関が、まるで異なる輪が一つの車を動かすようになった。

ということは、長期失業者の基礎保障、就業促進という課題は、真っ二つに分けられたと考えることができる。この問題を解決するために立法者側は ARGE というモデルを発明した。ARGE によって2つに分けられている主体が一緒になると考えられている。当郡会議の意見では、ARGE という問題解決方法は、行政の混合、ミックス行政というようなものであって基本法で禁止されていると考えられている。約20の郡が違憲だと訴えているが、まだ結論はでていない。ARGE というモデルが採用されている地区で生じている問題は、今言った根本的な問題から発生している。

<Stendal と Overhavel について>

次に、最後の質問にうつりたい。Stendal は ARGE を採用した。非常に高失業率で労働市場が発展するのが非常に困難な大変難しい状況。オーバーハーベル郡も同様の問題を抱えているが、こちらはオプションモデルを選択した。2つの郡をみていただくことによって、皆さん自身が評価していただけると思う。ARGE がいいのか、当郡会議が賛同しているオプションモデルがいいのか、評価できると思う。

<郡会議がオプションモデルを支持する理由について>

(質問: 郡会議が訴訟を起こしたことは、HP で知っていた。違憲であるという論点以外に、郡会議が ARGE に反対する理由として、これまでの就労扶助の経験から自治体がローカルな雇用行政を担うことに自信を持ったということではないか。さらに、郡レベルでは失業率が低いことから、オプションモデルを選択しやすいということがあるのではないか。)

最初の2つの理由はそのとおり。違憲であること、就労促進ということに就労扶助の経験を持っていて自信を持っていたこと。しかし、3つめの失業率が低いからではないかという理由は違う。

連邦レベルでの地方関係団体として合計3つある。郡会議、都市会議、市町村連邦連合である。この郡会議には323の郡が参加している。都市会議には、116の郡に属さない市が代表されている。ということは労働エージェンシーとは別に地方自治体として SGB II の課題を果さなければならない 439 の自治体だといえる。ということは郡会議が SGB II の主体の 74% を代表している。そして郡会議に属する自治体の人口は 68% を占める、そして、面積の 96% が郡会議に属している。

先ほどの3つめの理由として挙げられていたことだが、失業扶助を受けていた人が少ないということだったが、失業扶助受給者の 64% が郡に住んでいた。これは、都市会議でが理由として挙げているが、現実に即していない理由だった。「失業扶助と社会扶助の統合」というペーパーについて。日本に帰られたあとで、この DLT, Geschäftsbericht 03/04 の6ページを読んでほしい。ここで都市会議に対する反論を展開している。短くまとめるが、地方自治体が MoZArT のような地方自治体ならではのインフラによって、長期失業者に対して個人的なレベルで各自にケアをするということが可能だという経験があった。そしてもう一つの理

由は、地方自治体の政治方針が、地域の問題解決能力を高めるという問題意識からだ。大都市等で長期失業者の問題が解決されなかった場合、スラムが発生するような事態になりかねない。地方自治体は、問題に直面しているが、連邦は問題から離れたところにいるということができる。

今までの説明はそれぞれの課題を視点においていたことだが、次の理由は財政面のそれである。これまでの就労扶助、MoZArT の経験から地方自治体は、こういった活動を通じて、失業者の面倒をみることによって、自分たちの負担を減らすことができた。30~40%の節約になった。財政面においても雇用政策が自治体にインセンティブをもつものであった。雇用政策が成功することによって直接地方自治体の財政の改善につながるという経験があった。このようないわゆる意欲付け、財政的なメリットがあるために、問題解決に取り組む意欲は、連邦レベルでは考えられない。いま新しい法律が施行されて半年後だが、すでに今の段階で ARGE とオプションモデルとの違いがはっきりしている。一つの例に過ぎないが、69 のオプション自治体の全てが給付濫用を避けるためのコントロールをしている。63 の郡と 6 つの郡に属さない市がオプションモデルを使っている。

<ヘッセン州と郡会議の主張の異同について>

(質問：郡会議とヘッセン州との主張の違いについて。ヘッセン州では、ウィスコンシンモデルに傾倒していて失業者に対して対人的なケアをするのではなく、まず就労促進という姿勢だと印象を受けたが、それは郡会議との姿勢とは異なるように思えたがどうか。)

これまでの経過で 270 の自治体が ARGE、69 がオプションモデル、20 の自治体がまったく別々の給付主体をとっている。おっしゃるとおり、ヘッセン州がオプション自治体の選択肢を法律に組み込むことを主張し、成功した。この問題点は、まず基本法との関係で、法的に正しいかどうかということと財源の確保とにあった。当郡会議は、この問題をどう解決するかに尽力してきた。法制の成立にあたって、具体的な方法を郡会議が提案した。ヘッセン州と郡会議が協同して取り組んできたといえる。SGB II はウィスコンシンモデルは採用していない。圧力をかけて就業につかせるということだが、SGB II は、要請もするが支援もするのが特徴である。圧力ということでは、制裁もあるが、就労促進であって働きたい人には支援をするという方針を当会議も採っている。

<現段階での HarzIV の評価>

ARGE とオプション自治体のそれぞれの評価について。2 つに分けて説明したい。1 つは、行政面、2 つめには財政面。昨日 Stendal に行かれて、ARGE の機能を見たと思うので、ここでは、全国レベルについてお話をしたい。行政面でいえることは、本来であれば、協力して活動しなければならないところであるが、地方自治体の行政面と連邦レベルの行政面の間に、意見の食い違いがあることである。どうしてこのような意見の食い違いがあるかというと、自治体はすぐに決断して実行にうつす、労働エージェンシーは、上(ニュールンベルクの BA)の指示をまっている。職員のレベルでの問題点は、地方自治体の職員が資格の上でも給与の上でも明らかに労働エージェンシーの職員よりもまったく上の立場にあること。受給者に対する訓練においてもエージェンシーの職員は慣れていないこと。もう一つの大きな問題は、SGB II の施行にあたって使われている IT ソフトウェアに関して、非常にミスが多く、連邦レベルで共同で使われているものだが、時々機能しなくなったりするので、職員は苦労している。連邦レベルの指示を待って、それに従わなければならず、長期失業者に就労促進をするための時間がないという問題もある。以上の問題は、オプション自治体には存在しない。むしろしたがって自治体のレベルにおいては考え方を変え始めている市もある。地方自体のオ

ーションモデルのほうがいいのではないかと考えている。最終的には、オプション自治体が増えることを自分たちは期待している。しかし、オプション自治体が有効に機能するためには財政面の問題がある。資料(パワーポイントのプリントアウト)の2ページ目を参照。主体が異なるように財源も分配されている。労働エージェンシーの業務は、いわゆる金銭給付の業務においても雇用促進においてもすべて連邦からの補助金になっている。ARGEにおいてもこのような業務の内容については、連邦からの補助金でまかなわなければならない。そして地方自治体が担当している業務は、地方自治体の財源から支出されることになる。ところが、あとになって施行後にはっきりしたことは、住居費が予想よりも高額であって、社会扶助の経費よりも多額な経費がかかることになったということ。したがって実施直前に、住宅費の29.1%を連邦が負担することに改正された。29.1%という連邦負担部分は、基礎保障額に平行して増えていく。地方自治体が余分に支払わなければならない部分に連邦からの補助率で十分なのかどうかがチェックされないといけない。このままでいくとSGB IIの費用は、予想よりもずっと高額になる可能性がある。こうした財政面の複雑性も、法改正をするべきだとの主張の理由になっている。

SGB IIにおいては、金銭給付および就業促進にかかる費用は、25Mrd.Eと見積もられていた。実際には、連邦のITソフトウェアにミスがあるために、郡会議独自でデータを集めた。当初需要共同体数で3Mill.と予想されていたが、郡会議自身でまとめたデータでは、3.6Millの需要共同体数になっている。その結果、給付総額は44Mrd.Eかかるということがいわれている。19Mrd.Eの差額が生じている。したがって今度の総選挙で新政府が誕生すれば、SGB IIの改定が行われることが確実だと考えている。地方自治体が主役になることに大きなチャンスがあると考えている。牽連性原則 *Konnexitätsprinzip* という原則がある。これは例えば、レストランで食事を注文する場合、注文した人が支払いをする、というようなことだが、支援をする主体が財源を負担するということだ。ARGEでは、支出をするのは労働エージェンシーだが、いくら無駄遣いをしても負担をするのは第三者(連邦エージェンシー)なので、財布の中身を心配せずに支出をすることになる。

この原則が州レベルでどう機能するかというと、法律で生じる業務を地方自治体に委託して自治体が業務を行う場合、財源も州が負担すべきということ。全国にある13州においても、州裁判所の力を得て、州法のなかに強弱があるが謳われている。ということは、地方自治体は、新しい業務を引き受けたにもかかわらず財源をもらえないということがないように保護されている。SGB IIは連邦法であって、したがって州法で規定されている原則は、連邦法についてはまったく役に立たない。改定しなければならないことは明らかだ。これに関連して、連邦制システム自体を問題視して、討論する委員会も設置された。問題解決をはかつていたが、失敗におわった。牽連性原則を基本法に盛り込む動きも残念ながら失敗に終わってしまった。連邦及び州が地方自治体に対して新しい課題を担うように強制できる、財源を与えるくていいことがまかり通っている。

(質問: SGBIIには附則がつけられている。連邦負担が確実になされるように細かい計算方法を規定している。郡会議の主張が受け入れられたと理解しているが、それでいいか。)

附則の部分がどうして加えられたかというと、前にご説明したように、地方自治体が家賃、住居費を負担しなければならなくなつて、住居費の額が予想よりも高額であったために、29.1%足りない分を連邦が負担しなければならない。これが附則と関連している。特に尽力したのは、当郡会議を含めて都市会議および市町村連邦の3つの団体である。とにかく附則を通して、はつきりと法律で規定されたことは、不足分については連邦政府が責任をもたなければならない。

(質問：連邦が決めた法律の中で、自治体が負担してはいけないということを法律上に担保したことは評価できるのでは。)

問題については、まず政治的に Konnexitatsprinzip が要求されて、認識されたことが、附則と Konnexitatsprinzip が関連している。Konnexitatsprinzip は、基本法に組み込むことが州と連邦レベルの双方で拒否された。連邦制度検討委員会で。この Konnexitatsprinzip が法的に目の目をみたということはいえないと考えている。しかもこの原理にのっとれば、一つの課題を地方自治体が与えられると財源も支給されるということになるが、いつも見直しが行われて、見直しが行われた上で附則の財源が支給される。これは原則にのっとっていないといえる。本来、この原則であれば、事務の移譲と同時に必要な財源が恒常に保障されるよう最初に定められるべきだが、SGB II の場合は、常に負担比率の見直しが行われ、足りなければ要求しなければならないし、常に連邦に依存している状態にある。

(質問：都市会議との違い。財源のところで、都市会議も郡会議も SGB II に関わる費用は、連邦が負担するということについては一致しているのか。Konnexitatsprinzip も基本法に取り入れるということでは、都市会議と郡会議とは一致しているのか。)

おっしゃるとおり。この原則については、当郡会議は、Konnexitatsprinzip が基本法に盛り込まれることが理想的だとは思うが、地方自治体には立法権がないために、立法の決定に加わることができない。地方自治体が連邦レベルで法律上に盛り込むべきだと動くことは無駄。こういう協定が結ばれればいいと考えているが、都市会議はそれではたりない。基本法に Konnexitatsprinzip を盛り込むべきだと主張している。そこに違いがある。